

就園奨励費補助金制度について

私立幼稚園へ通園する園児の保護者に対して、経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るため、国や市町村が「就園奨励費」という補助金を支給する制度があります。保護者の方は、幼稚園を通じて(通常 6 月頃)に申し込みをすることで、その補助金を受け取ることができます。支給額は、住民税の納付額等に応じて決定され、平成25年度の大村市では下記の表のようになっています(東彼杵町もほぼ同じです)。尚、**補助金は年度末(翌年3月)に、園を通じて1年分をまとめて支給されま**す。下記金額表は、年度により変動する場合があります。

平成25年度大村市就園奨励費の例【参考】

(表1)小学校1~3年生の兄・姉がいない世帯

区分	補助対象経費	補助限度額		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長の園児(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長の園児(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料及び保育料の合計	年額 229,200 円	年額 268,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税及び所得割が非課税となる世帯		年額 199,200 円	年額 253,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500 円に16歳未満の扶養親族の数に21,300 円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100 円を乗じて得た額以下の世帯		年額 115,200 円	年額 211,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が171,600 円に16歳未満の扶養親族の数に19,800 円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200 円を乗じて得た額以下の世帯		年額 62,200 円	年額 185,000 円	年額 308,000 円
上記以外の世帯		—	—	年額 308,000 円

(表2)小学校1~3年生の兄・姉がいる世帯

区分	補助対象経費	補助限度額	
		小学校1年生から3年生までのいずれかに該当する兄又は姉を1人有して、就園している場合の最年長の園児(第2子)	小学校1年生から3年生までのいずれかに該当する兄又は姉を1人有して、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までのいずれかに該当する兄又は姉を2人以上有している場合の園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料及び保育料の合計	年額 249,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税及び所得割が非課税となる世帯		年額 226,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500 円に16歳未満の扶養親族の数に21,300 円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100 円を乗じて得た額以下の世帯		年額 163,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が171,600 円に16歳未満の扶養親族の数に19,800 円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200 円を乗じて得た額以下の世帯		年額 114,000 円	年額 308,000 円

●注意事項

1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、市町村民税の所得割課税額を合算します。
2. 世帯構成員に市税の滞納がある場合(市長が特に必要と認めた場合を除く)は補助の対象となりません。
3. 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、月割り計算になります。
4. 実際の入園料及び保育料の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。
5. 小学校1年生から3年生の兄・姉がいる場合や兄・姉が保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等に在籍又は児童デイサービスを利用する場合の補助額は、表1で算出した補助限度額の合計額と表2で算出した補助限度額の合計額を比較し、保護者負担が低くなる方の条件を選択します。ただし、表1と表2の組合せはできません。